(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項第1号ロの規定による介護員養成研修事業(ただし、生活援助従事者研修課程に限る。以下、「研修事業」という。)について、政令、介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号。以下、「省令」という。)、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成24年3月2日厚生労働省告示第71号。以下、「告示」という。)及び介護員養成研修の取扱細則について(平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下、「通知」という。)に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(準用)

第2条 秋田県介護職員初任者研修事業者指定及び事業実施に関する要綱(平成24年1 2月20日長寿-1822秋田県健康福祉部長通知。以下、「要綱」という。)第2条から第12条まで及び第14条から第21条まで並びに第24条の規定は、生活援助従事者研修について準用する。この場合において、これらの規定中「介護職員初任者研修」とあるのは「生活援助従事者研修」と、要綱第2条第5項中「生活援助従事者研修」とあるのは「介護職員初任者研修」と読み替えるものとする。

(修了評価)

第3条 事業者は、研修事業を全て履修した受講者に対し、筆記による0.5時間程度の 試験を実施し、当該研修事業において習得した知識を受講生ごとに評価しなければなら ない。

(研修事業修了のみなし)

- 第4条 次の各号に掲げるものは、研修事業の全科目を免除し、修了したものとみなす。
 - (1) 介護職員初任者研修を修了したもの。
 - (2) 要綱第22条第1項の規定により、介護職員初任者研修事業の全科目を免除された もの。

(科目の一部免除)

- 第5条 次の各号に掲げる研修を修了している者は、通知の別添7「入門的研修、認知症 介護基礎研修及び訪問介護に関する3級課程と生活援助従事者研修との対照関係」(以下、 「別添7」という。)で定めるとおり、研修事業の科目を一部免除することができる。た だし、免除後の研修時間については、別添7の1から3までに規定する各研修における 科目ごとの読み替え後の研修時間以上としなければならない。
 - (1) 入門的研修(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日

社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) に規定するものをいう。)

- (2) 認知症介護基礎研修(「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010第1号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。)
- (3) 訪問介護に関する3級課程(「介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成2 4年厚生労働省令第25号)」による改正前の省令第22条の23に規定するものをい う。)

附則

1 この要綱は、平成31年1月29日から施行する。